

## これまでの経過と今後のスケジュール等について（案）

### 1. これまでの経緯

水生生物の保全に係る水質環境基準については、平成 15 年 9 月の中央環境審議会答申を踏まえ、同年 11 月に環境省告示により、全亜鉛について環境基準の設定がなされた。「水生生物保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」（平成 16 年 8 月中央環境審議会水環境部会決定）を踏まえ、平成 18 年 4 月に「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」中央環境審議会より第 1 次答申がなされた。

答申を踏まえ、平成 18 年 6 月 30 日には、4 水域（北上川、多摩川、大和川、吉野川）について、類型指定の告示を行ったほか、都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準を定め、同日、通知したところ。

### 2. 今後の検討事項について

#### （1）水域類型の指定

国が類型指定を行う水域のうち、東京湾及び東京湾に関連する水域として、利根川水系、荒川水系の河川及び湖沼を対象とする。

河川：利根川、鬼怒川、江戸川、旧江戸川、中川、綾瀬川、渡良瀬川、神流川、荒川

湖沼：霞ヶ浦、北浦、常陸利根川の天然湖沼及び、検討河川にある人工湖（矢木沢ダム、奈良俣ダム、藤原ダム、川俣ダム、川治ダム、草木ダム、二瀬ダム）

海域：東京湾

#### （2）水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ、水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

### 2. 今後のスケジュールについて

#### 第 7 回

- ・ 検討対象水域の状況について

#### 第 8 回以降

- ・ 水域類型の指定について
- ・ 第 2 次報告
- 第 2 次報告以降も、引き続き検討

## 国が類型あてはめを行う水域

### 淡水域（37水域）

政令別表による記号及び水域名	指定年月日	検討対象水域
イ 北上川水系の北上川	H18.6.30（環告93）	
ロ 阿武隈川水系の阿武隈川		
ハ 那珂川水系の那珂川		
ニ 利根川水系の利根川		
ホ 利根川水系の常陸利根川		
ヘ 利根川水系の北浦		
ト 利根川水系の霞ヶ浦		
チ 利根川水系の鬼怒川		
リ ヌ 利根川水系の江戸川 及び旧江戸川		
ル 利根川水系の中川		
ヲ 利根川水系の綾瀬川		
ワ 利根川水系の渡良瀬川		
カ 利根川水系の神流川		
ヨ 荒川水系の荒川		
タ 多摩川水系の多摩川	H18.6.30（環告93）	
レ 相模川水系の相模川 （桂川を含む）		
ソ 阿賀野川水系の阿賀野川		
ツ 信濃川水系の信濃川		
ネ 富士川水系の富士川		
ナ 天竜川水系の天竜川		
ラ 木曾川水系の木曾川		
ム 木曾川水系の揖斐川		
ウ 木曾川水系の長良川		
ヰ 淀川水系の淀川 （宇治川及び瀬田川を含む）		
ノ 淀川水系の神崎川		
オ 淀川水系の猪名川		
ク 淀川水系の木津川		
ヤ 淀川水系の琵琶湖		
マ 大和川水系の大和川	H18.6.30（環告93）	
ケ 紀の川水系の紀ノ川		
フ 江の川水系の江の川		
コ 小瀬川水系の小瀬川		
エ 吉野川水系の吉野川	H18.6.30（環告93）	
テ 山国川水系の山国川		
ア 筑後川水系の筑後川		
サ 筑後川水系の宝満川		

### 海域（10水域）

政令別表による記号	指定年月日	検討対象水域
イ （東京湾）		
ロ （伊勢湾）		
ハ （大阪湾）		
ニ （播磨灘北西部）		
ホ （備讃瀬戸）		
ヘ （燧灘東部）		
ト （燧灘北西部）		
チ （広島湾西部）		
リ （響灘及び周防灘）		
ヌ （有明海）		